

愛媛県における職業実践専門課程等への補助金等の制度の状況

1. 愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業費補助金

【実施年度】 平成26・27・28年度

【予算額】 35万円×10校×3年間 = 1050万円

詳細は「平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業費補助金交付要綱」等を参照してください。

2. 愛媛県私立専修学校地域を担う人材育成事業助成金

【実施年度】 平成29・30・31(予定)年度

【予算額】 40万円×8校×3年間 = 960万円

詳細は「平成29年度愛媛県私立専修学校私立専修学校地域を担う人材育成事業募集要領」等を参照してください。

平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 県は、愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、県内に私立専修学校を設置する法人等（個人立を除く。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、事業実施主体が、県内企業等との連携により職業実践教育の質の向上を図る事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施主体は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定する補助金交付申請書を受理した場合は、申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該事業実施主体に通知するものとする。この場合において、知事は必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の変更承認申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更認定申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から30日以内又は平成29年3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第4号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなけ

ればならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）
を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、
補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費

補助対象経費			補助率及び 補助限度額
条件	事業種別	内容（例示）	
県内企業等との連携による職業実践教育の質の向上を図るための事業	(1) 学校内に設置する教育課程編成委員会への企業等の外部専門委員の導入	1 報償費 委員謝金、講師謝金等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の1/2以内 ・補助限度額 1校あたり35万円を上限とする。 ・補助金の額 実施要領の定めるところにより、審査会が決定した額を限度とする。
	(2) 県内企業等との連携による教員実務研修や生徒実習の実施	2 旅費 委員旅費、講師旅費、職員打合せ旅費等	
	(3) 学校関係者（県内企業、業界団体、地域住民等）による学校評価の実施公表	3 需用費 印刷経費等	
	(4) 県内企業等との連携を通じ把握した職業実践教育に必要な教育環境設備整備	4 役務費 通信連絡費、郵送料等	
	(5) その他県内企業等との連携により職業実践教育の質の向上を図るために必要と認められる事業	5 備品購入費 教育設備関連機器等	
		6 負担金 研修会負担金等	
		7 その他 1から6以外で事業の実施に必要であると審査会が認めた経費	

平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 愛媛県は、県内私立専修学校の職業実践的な教育の質の向上を図るため、この要領に定めるところにより、私立専修学校職業実践教育促進事業を実施する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、県内に私立専修学校を設置する学校法人等(ただし、個人立を除く。)とする。

(事業の内容等)

第3条 事業実施主体は、県内企業等との連携による職業実践教育の質の向上を図る事業を実施するものとする。

(補助金の交付)

第4条 県は応募のあった事業のうちから、より実施効果が高いと認められる事業を別に設置する審査会で選考のうえ、補助対象経費の1/2以内で、1校あたり35万円を上限として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(応募方法)

第5条 応募しようとする事業者は、別に定める平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業募集要領により、指定された期日までに知事に事業計画書を提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 補助金交付対象事業は、県の設置する審査会において、別に定める審査基準に基づく審査を経て、知事が決定する。

2 審査会については、別に定める。

(事業の確認)

第7条 知事は、この事業の実績について、書類によって確認するものとする。ただし、必要な場合は、現地調査等によって確認するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月28日から施行する。

平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業募集要領

1 趣 旨

愛媛県では、県内私立専修学校の職業実践的な教育の質の向上を図るため、県内私立専修学校が県内企業等との連携を通じて、地域社会や地域産業ニーズを把握したうえで職業実践的な教育への取り組みを行う場合に、その取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

県内に私立専修学校を設置する学校法人等(ただし、個人立を除く。)とします。

3 対象事業

対象となる事業は、県内企業等との連携による職業実践教育の質の向上を図るための事業で、次のような事業が該当します。

(例)

- (1) 学校内に設置する教育課程編成委員会への企業等の外部専門委員の導入
- (2) 県内企業等との連携による教員実務研修や生徒実習の実施
- (3) 学校関係者(県内企業、業界団体、地域住民等)による学校評価の実施公表
- (4) 県内企業等との連携を通じ把握した職業実践教育に必要な教育環境設備整備
- (5) その他県内企業等との連携により職業実践教育の質の向上を図るために必要と認められる事業

4 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の1/2以内で、1校あたり35万円を上限とし、原則として10校の事業を採択します。

5 補助対象経費

補助対象事業の実施に係る経費で、補助金交付決定日から平成29年3月31日までの期間に支出される経費が対象となります。

6 応募方法

別紙様式の「平成28年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業計画書」に必要事項を記入のうえ、平成28年6月20日(月)までに、愛媛県総務部総務管理局私学文書課へ郵送、ファックス、メール又は持参により提出してください。(郵送の場合は、当日の消印を有効とします。)

7 審査

応募のあった事業については、県の設置する審査会で審査を行い、補助対象事業を決定します。

8 審査結果の通知等

審査の結果については、応募のあったすべての法人に対し、文書でお知らせします。その結果、採択とならなかった法人には、補助金の交付に係る必要な手続きをとっていただきます。

9 問い合わせ及び応募先

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係(担当:一柳)

Tel:089-912-2221

Fax:089-912-2219

Mail:shigaku@pref.ehime.jp

別紙様式

平成 28 年度愛媛県私立専修学校職業実践教育促進事業計画書

1 事業実施主体の概要

法人及び学校名	〇〇法人 〇〇専門学校	
代表者氏名 (法人及び学校)	〇〇法人	理事長 〇〇〇〇
	〇〇専門学校	校長 〇〇〇〇
所在地 (法人及び学校)	〇〇法人	〒
	〇〇専門学校	〒
担当者氏名 連絡先	氏名	
	連絡先	電話番号 :
		FAX番号 :
		Eメールアドレス :

注 押印の必要はありません。

2 事業の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
事業概要	<p>(※ 募集要領「3対象事業」の中で該当する事業番号も記入してください。)</p> <p>(1) 学校内に設置する教育課程編成委員会への外部専門委員の導入 (2) 県内企業等との連携による教員実務研修や生徒実習の実施 (4) 県内企業等との連携を通じ把握した職業実践教育に必要な教育環境設備整備</p> <p>〇〇企業のIT関連専門家2名を、学校内の教育課程編成委員会へ委員として委嘱し、カリキュラムを編成する中で、モバイルゲームの作成技術の必要性を把握したことから、〇〇会社から講師の派遣を受け、教員への実務研修や生徒へのゲーム制作実習を行う。また、その際に必要となるOA機器やプログラミングソフトを導入する。</p> <p>(※ スペースが不足の場合は、別紙にしてください。)</p>
全体スケジュール	<p>平成 28 年 9～10 月 〇〇会社との打合せ</p> <p>〃 10 月上旬 〇〇会社の専門家を委員として委嘱</p> <p>〃 10 月中旬 教育課程編成委員会の開催</p> <p>〃 11 月 OA関係機器整備</p> <p>〃 12 月 教員実務研修の実施 (〇〇会社から講師派遣)</p> <p>平成 29 年 1～2 月 生徒へのゲーム制作実習 (〃)</p>
期待される効果 (職業実践教育の 質の向上など)	〇〇会社との連携により、県内IT関連企業において必要とされているニーズ等を把握し、カリキュラムの編成に活かすとともに、研修等に専門家である〇〇会社からの講師の派遣を受けることで、より実践的な研修等を実施することが可能となり、職業能力、専門技術を持った即戦力となる人材を育成することができる。
将来への展望 〔次年度以降の 取組みなど〕	今後は、〇〇会社と更に連携してニーズを把握し、新たなカリキュラムを創設するなど、IT関連企業のニーズに応じた人材を育成していく。また、学校評価と情報公開を実施するなど、国の「職業実践専門課程」の認定を目指していく。

3 事業別計画書

(その1)

事業種別	(1) 学校内に設置する教育課程編成委員会への外部専門委員の導入 (※ 募集要領「3対象事業」の中で該当する事業を記入してください。)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・IT関連企業である〇〇会社の専門家を2名、学校内に設置する教育課程編成委員会に委員として委嘱。 ・〇〇会社の専門家を委員に加え、10月中旬に教育課程編成委員会を2回開催し、カリキュラム編成等に関して協議を行う。
事業実施予定場所	〇〇専修学校 〇〇会議室
事業別スケジュール	<p>平成28年9～10月 〇〇会社との打合せ</p> <p>〃 10月上旬 〇〇会社の専門家を委員として委嘱</p> <p>〃 10月中旬 教育課程編成委員会の開催(2回)</p>
事業の新規性	新規 ・既存 (※ 該当する方を○で囲んでください。)
経費の概要	50千円 (内訳: 委員謝金40千円、委員旅費8千円、職員打合せ旅費2千円)

(その2)

事業種別	(2) 県内企業等との連携による教員実務研修や生徒実習の実施
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程編成委員会において、モバイルゲームの作成技術の必要性を把握したことから、〇〇会社からIT関連専門の講師を招き、12月に教員実務研修を2回実施。 ・〇〇会社からIT関連専門の講師を招き、平成29年1～2月にかけて、生徒へのゲーム制作実習を8回実施。
事業実施予定場所	〇〇専修学校 〇〇会議室
事業別スケジュール	<p>平成28年12月 教員実務研修の実施(2回)</p> <p>平成29年1～2月 生徒へのゲーム制作実習の実施(8回)</p>
事業の新規性	新規 ・既存 ※ 該当する方を○で囲んでください。
経費の概要	330千円 (内訳: 講師謝金300千円、講師旅費20千円、講師弁当代10千円)

(その3)

事業種別	(4) 県内企業等との連携を通じ把握した職業実践教育に必要な教育環境設備整備
事業内容	・教育課程編成委員会において、モバイルゲームの作成技術の必要性を把握し、ゲーム制作実習を実施することになったことから、その際に必要なOA機器やプログラミングソフトを購入する。
事業実施予定場所	〇〇専修学校 〇〇会議室に設置
事業別スケジュール	平成28年11月 OA機器等の購入
事業の新規性	新規 ・既存 ※ 該当する方を○で囲んでください。
経費の概要	330千円 (内訳: OA機器〇〇 100千円、OA機器〇〇 180千円、プログラミングソフト50千円)

4 収支予算書

(※ 3事業別計画書のそれぞれの経費の合計を支出合計・全体経費(D)と一致させてください。)

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	摘 要
県補助金	350,000	
自己資金	360,000	
収入合計(A)	710,000	

注 県補助金は千円未満を切り捨てること。

(2) 支出の部

	費目名	予算額(円)	摘 要
補助 対象 経 費	1 報償費	340,000	委員謝金2人×10千円×2回 講師謝金30千円×10回
	2 旅 費	30,000	委員、講師旅費(2千円×14回) 職員打合せ旅費(2千円)
	3 需用費		
	4 役務費		
	5 備品購入費	330,000	OA機器(280千円) プログラミングソフト(50千円)
	6 負担金		
	7 その他		
		小 計(B)	700,000
補助 対象 外 経 費	1 飲食経費等	10,000	講師等への弁当代
	2 法人運営の経常経費		
	3 その他の対象外経費		
		小 計(C)	
支出合計・全体経費(D) = (B) + (C)		710,000	
補助対象額(E) = (B)		700,000	
補助希望額(F) = (E) × 1/2		350,000	

注 摘要欄には、費目ごとの積算内訳を記載すること。

注 補助対象外となる経費があります。

(例) 飲食経費、法人運営の経常経費等 ほか

注 収入合計(A)と支出合計・全体経費(D)は一致させてください。

平成29年度 愛媛県私立専修学校私立専修学校地域を担う人材育成事業 募集要領

1 趣 旨

愛媛県では、県内私立専修学校の人材育成力の更なる強化を図るため、私立専修学校が、県内企業等と連携しながら、地域の課題やニーズに対応できる知識・技術を習得し、これからの地域の産業を担う人材を育成する取組みを行う場合に、その取組みに要する経費に対して予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

県内に私立専修学校を設置する学校法人等とします。

3 対象事業

対象となる事業は、県内企業等と連携しながら、地域の課題やニーズに対応でき、より専門的な知識、技能を有する人材の育成に取り組む事業で、例えば、次のような事業が該当します。

〔例〕

職種（学科）	取 組 内 容	地域の課題・ニーズ
看護師	災害時の看護活動に対する知識の習得、災害支援ナースの必要性等について理解を深めるための講話の開催	救急医療体制の確保
看護師	看護現場において必要となる介護の知識について、介護福祉士による研修の実施	介護従事者の資質向上
臨床工学技士	在宅介護に関する知識の習得及び課外授業の実施	在宅介護の増加
製菓（パティシエ）、調理師	県内農産品生産者を講師として、県内農産品を使った商品開発実習の実施	愛媛産品のブランド力向上
調理師	栄養士を講師として、幼児教育における「食育」に関する知識の習得等	幼児教育の充実

4 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の1/2以内で、1校あたり40万円を上限とし、原則として8校の事業を採択します。

5 補助対象経費

補助対象事業の実施に係る経費で、補助金交付決定日から平成30年3月31日までの期間に支出される経費が対象となります。

6 応募方法

別紙様式の「平成29年度愛媛県私立専修学校地域を担う人材育成事業計画書」に必要事項を記入のうえ、平成29年6月20日（火）までに、愛媛県総務部総務管理局私学文書課へ郵送、ファックス、メール又は持参により提出してください。（郵送の場合は、当日の消印を有効とします。）

7 審査

応募のあった事業については、県の設置する審査会で審査を行い、補助対象事業を決定します。

8 審査結果の通知等

審査の結果については、応募のあったすべての法人に対し、文書でお知らせします。その結果、採択となった法人には、補助金の交付に係る必要な手続きをとっていただきます。

9 問い合わせ及び応募先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係(担当:加藤 宇都宮)

Tel:089-912-2221 Fax:089-912-2219

Mail:shigaku@pref.ehime.lg.jp

○事業のスケジュール(予定)

時 期	内 容
4月26日(水)	説明会の開催
6月20日(火)	県への事業計画書提出期限
7月中	審査会の開催(補助事業の決定) 学校(学校法人等)へ審査結果を通知
8月上旬	県に補助金交付申請を提出 学校(学校法人等)へ補助金交付決定通知 補助事業の実施(～翌年3月31日まで)
翌年3月	県に実績報告書等の提出
4～5月	学校(学校法人等)へ補助金の支払

平成 29 年度 愛媛県私立専修学校地域を担う人材育成事業計画書

1 事業実施主体の概要

設 置 者	名 称	〇〇法人 〇〇学園
	代表者職氏名	理事長 〇〇 〇〇
	所在地	〒
学 校	名 称	〇〇〇〇専門学校
	代表者職氏名	校長 〇〇
	所在地	〒
担当者職氏名 連絡先	職 氏 名	
	連絡先	電話番号 :
		FAX番号 :
		Eメールアドレス :

注 押印の必要はありません。

2 事業の概要

(1) 事業名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業	
(2) 地域の課題・ニーズ	救急医療体制の確保	
(3) 連携する県内企業等	〇立〇〇〇〇病院、〇〇法人〇〇〇〇病院、〇〇〇看護協会 株式会社〇〇〇〇（医療機器販売）、〇〇〇株式会社（医療材料製造）	
(4) 生徒に習得させる 知識・技術 等	災害時の看護活動に対する知識・技能	
(5) 事業対象の学科、 学年及び生徒数	学 科	看護学科
	学 年	1年生及び2年生
	生徒数	160名
(6) これまでの事業の 取組み状況	例1：今回、初めて実施 例2：これまで年1回程度、災害支援ナースを講師に招き、生徒に災害時における看護活動の実態について講話を実施していたのを拡充。	

(7) 事業内容	<p>生徒が災害時の看護活動における必要な知識や技能を学ぶため、災害支援に派遣された経験のある災害支援ナース等を講師として招き、生徒に災害時における看護活動の実態や災害支援ナースの必要性等について理解を深めてもらうための講話を開催するとともに、看護協会や県内医療機器販売会社等と連携して、災害時の医療資機材の使用方法についての講習を行う。</p> <p>また、看護指導教員の指導力向上のため、教員を災害支援ナース養成講習会へ参加させる。</p>
(8) 事業スケジュール	<p>○災害支援ナース講話等 平成29年8月 ○立○○○○病院、○○法人○○○○病院、○○○看護協会等との打ち合わせ。</p> <p>〃 9月 医療資機材等の購入</p> <p>〃 10月 講話の開催（毎月1回、計5回開催） ～2月</p> <p>○災害支援ナース養成講習会受講 平成29年8月 講習会の受講 ～10月</p>
(9) 事業の効果	<p>生徒の防災意識の向上や将来的な災害支援ナースの登録者の増加に繋がる。</p>
(10) 将来への展望（次年度以降の取組み）	<p>来年度以降も、教員に災害支援ナース養成講習会を受講させ、全ての教員の登録を目指す。</p>
(11) 事業経費の概要	<p>○災害支援ナース講話等：767,000円 内訳 報償費：50,000円、旅費：27,500円、需用費：67,500円 使用料等：50,000円、備品購入費：572,000円</p> <p>○災害支援ナース養成講習会受講：33,000円 内訳 旅費：11,000円、負担金：22,000円</p>
(12) 備考	

※ 専門用語は省略語を記載する。

3 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	摘 要
県補助金	400,000	Ⓐ
自己資金	405,000	
収入合計 (A)	805,000	Ⓐ

注 県補助金は千円未満を切り捨てること。

(2) 支出の部

費目別が記述のしずき

	費目名	予算額(円)	摘 要
補助 対象 経費	1 報償費	50,000	講師謝金 10,000円×5回
	2 旅 費	38,500	講師旅費 5,500円×5回 講習会参加旅費 5,500円×2回
	3 需用費	67,500	トリアージタッグ 30,000円×2セット 資料印刷製本費 1,500円×5回
	4 役務費		
	5 使用料及び賃貸料	50,000	講話・講習会会場使用料 10,000円×5回
	6 備品購入費	572,000	災害用医療資機材
	7 負担金	22,000	災害支援ナース養成講習会受講費用 10,000円×2人+1,000円×2人
	8 その他		
		小 計 (B)	800,000
補助 対象 外 経費	1 飲食経費等	5,000	講師弁当代 1,000円×5回
	2 法人運営の経常経費		
	3 その他の対象外経費		
		小 計 (C)	5,000
支出合計・全体経費 (D) = (B) + (C)		805,000	Ⓐ
補助対象額 (E) = (B)		800,000	Ⓐ
補助希望額 (F) = (E) × 1/2		400,000	Ⓐ

注 摘要欄には、費目ごとの積算内訳を記載すること。

注 補助対象外となる経費があります。

(例) 飲食経費、法人運営の経常経費等 ほか

注 収入合計 (A) と支出合計・全体経費 (D) は一致させてください。

備品購入の場合も、その
と決めること

(参考) 取組事例

事例Ⅰ 災害時の看護活動に対する知識・技能の習得等

生徒が災害時の看護活動における必要な知識や技能を学ぶため、災害支援に派遣された経験のある災害支援ナース等を講師として招き、生徒に災害時における看護活動の実態や災害支援ナースの必要性等について理解を深めてもらうための講話を開催するとともに、看護協会や県内医療機器販売会社等と連携して、災害時の医療資機材の使用方法についての講習を行う。

また、看護指導教員の指導力向上のため、教員を災害支援ナース養成講習会へ参加させる。

区分	金額(円)	積算内訳
報償費	50,000	講師謝金10,000円×5回
旅費	38,500	講師旅費5,500円×5回 講習会参加旅費5,500円×2回
需用費	67,500	トリアージタッグ 30,000円×2セット 資料印刷製本費1,500円×5回
使用料及び賃賃料	50,000	講話・講習会会場使用料 10,000円×5回
負担金	22,000	災害支援ナース養成教員講習会受講費用 (基礎編)10,000円×2回 (実践編)1,000円×2回
備品購入費	572,000	災害用医療資機材 (携帯用吸引器、携帯型人工呼吸器等)
合計	800,000	
補助金	400,000	

事例Ⅱ 栄養士を講師として招き、幼児教育における「食育」に関する知識の習得

幼稚園においても給食を提供する園が増え、それに伴い、調理師が幼児教育の現場に求められている現状を踏まえ、管理栄養士を講師として招き、生徒に「食育」について講義し、その重要性を深めてもらうとともに、その後実地研修として県内幼稚園において園児やその保護者に対する「食育」体験活動を行う。

区分	金額(円)	積算内訳
報償費	110,000	講師謝金10,000円×3回(講義) 講師謝金10,000円×8回(体験活動)
旅費	60,500	講師旅費5,500円×3回(講義) 講師旅費5,500円×8回(体験活動)
需用費	189,500	教材(図鑑等)9,500円 子供用調理器具6,000円×10セット 実習食材費15,000円×8回
使用料及び賃賃料	440,000	バス借上げ料(体験活動) 55,000円×4班×2回
合計	800,000	
補助金	400,000	

事例Ⅲ 県内農産品生産者を講師として招き、県内農産品を使った商品開発実習の実施

県内農産品に関する知識や特徴など学ぶため、課外学習の一環として生徒及び教員が生産現場で体験収穫を行うとともに、生産者からの講話を行う。

その後、県内企業等と連携しながら、県内農産品を使った新商品やレシピの開発を行い、県内業界関係者を審査員として委嘱し、コンテストを行う。

コンテスト受賞作品を県内企業と連携して商品化し、県内スーパー等で販売実習を行う。

区分	金額(円)	積算内訳
報償費	70,000	講師謝金10,000円 審査員謝金10,000円×3人×2回
旅費	33,000	審査員旅費5,500円×3人×2回
役務費	100,000	販売委託費
使用料及び賃賃料	70,000	バス借上げ料 70,000円×1回
需用費	527,000	実習食材費
合計	800,000	
補助金	400,000	